

◎議案第 2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号でございます。平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,849万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月6日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 7ページの一般被保険者国保税過誤納金、これは直接関係ないと思うのですが、ちょっとここでお聞きします。先日、担当の委員会でも国民健康保険の国庫負担金等の過大交付についてということで委員会協議会あったみたいですけど、これは制度が変わったのか内容わかりませんが、これは本来ならば全員協議会でみんな理解されたほうがいいと思うのです。国民健康保険の関係ですから。それで、この内容をちょっと教えてほしいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 先日、産業厚生常任委員会協議会のほうで国民健康保険の国庫負担金等の返還について、経緯と今後の予定についてご説明させていただきました。今前田議員のほうから全員協議会でというようなお話だったので、多少説明した内容をここでご説明させていただきたいと思っております。

今回の国民健康保険の国庫負担金の返還につきましては、会計検査院の現地検査が平成22年6月道内市町村に対して実施されました。その中で当町は受験対象となりませんでしたが、調査結果に基づきまして減額調整率の適用誤りということですので、これについてはまた後で説明させていただきたいと思っておりますけれども、国庫負担金等が過大となっているとの指摘を受けたところでございます。

その後、会計検査院の指示によって平成 23 年 10 月に調整率の全道調査、24 年 10 月には過大交付額の追加調査、25 年 8 月、過大交付に係る数値等の確認依頼があって、平成 25 年 10 月には会計検査院による厚生労働省に対する措置要求がなされました。その中で検査の結果として、道内では 163 市町村等が過大交付となっているものでございます。

そのほかに北海道だけではなく、減額調整率の適用誤りが 6 都道府県であったものですから、最終確定までにやはり 3 年 4 カ月ほどの時間を要して、今回、内閣総理大臣のほうに報告されたということでございます。

実際に白老町の過大交付となったものにつきましては、返還予定額と返還対象年度ですけれども、療養給付費等負担金、これは医療費に係る国の負担分ですけれども 290 万 7,864 円。これは 18 年度から 21 年度分でございます。それと財政調整交付金、これにつきましては 165 万 8,000 円、19 年度から 21 年度分でございます。合計、まだ最終確定になっておりませんので、返還予定額としては 456 万 5,864 円ということでございます。

先ほどの減額調整率ですけれども、これにつきましては国が省令で減額調整率を定めております。その減額調整率を適用するものは地方単独事業と言いまして、重度心身障がい者、ひとり親家庭の医療費、乳幼児等の医療費の助成を行っておりますが、それを行うことによって一般的にこういう措置を実施していることを負担軽減措置と言われております。それに基づきまして、本来そういう助成事業をやっていない市町村と比べて、やっている市町村については病院にかかりやすいという一般的な傾向がありまして、その医療費増分を波及増と言っているのですけれども、それを負担割合に合わせて減額調整率を掛けて負担金なり交付金なりをいただくような形になっております。その中で、本来省令で定めている負担割合があるのですけれども、それに減額調整率が入るのですけれども、その負担割合が平成 16 年 10 月に町単独事業が大幅に改正されました。そのときに、本来定率制と定額制、例えば定率制というのは、実際に当町で行っております課税世帯で 1 割負担いただいております。非課税世帯もしくは 3 歳未満につきましては定額の初診時一部負担金をいただいております。また、入院となると限度額が 4 万 4,400 円とかになっておりますので、そういう中で定率、定額制が混在した制度改正となったことにより、事務の煩雑、すごく複雑なことになったものですから、道が各市町村の地方単独事業の実施状況に着目した一覧表を作成しました。その一覧表に個々人の負担額を積算しまして、今減額調整率の表がないからちょっとわかりづらいかと思うのですけど。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 大体わかりました。返還金がどういう形で町に影響あるかということと、今るる話していると、個々加入者に何か間接的、直接的に影響がいくのか。あるいは町の国保会計に影響があるのか。その 3 点だけ端的に答弁してもらえればいいです。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今回の返還金につきましては、特に被保険者に負担を求めるものではございません。国保の財政運営の中で決算のときに国保の一般財源という形になりますので、この部分は財政運営、今後の決算見込みの中でどういうふうに影響してくるか。多少は影

響すると思います。500万円ですので。そういうことになります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 道が今るる説明あった部分の解釈が、市町村に適切に指示されていなかったからこういう状況になったということですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 前田議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。